

令和7年9月11日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和7年9月11日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	今村 東	委員
2番	内田すなを	委員
4番	甲斐サエ子	委員
5番	柿本 正信	委員
6番	川津 富夫	委員
7番	古賀 喜治	委員
8番	後藤マス子	委員
9番	清水 邦宏	委員
10番	白水 貴	委員
11番	末次 龍夫	委員
12番	高田 光秀	委員
13番	田川 政文	委員
14番	田中 文	委員
15番	轟 香代子	委員
16番	中園 正彦	委員
17番	中村 裕	委員
18番	中山 健治	委員
19番	林田 高夫	委員
20番	日比生和雄	委員
21番	福島 哲憲	委員
22番	保坂 泰生	委員
23番	松隈 康吉	委員
24番	本山 龍一	委員

欠席委員は次のとおりである。

大石 敏裕 委員

事務局の出席者は8名である。

事務局 皆さん、おはようございます。お時間になりましたので、9月総会の開催に当たり報告をいたします。

本日は、現委員数24名中23名の出席があつておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立をしております。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

議長 皆様、おはようございます。ただいまより9月の農業委員総会を開催いたします。

まず、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されましたので、付議いたします。

所有権移転、東部地域、審議番号1番から2ページの審議番号6番までの6件です。

西部地域、審議番号7番から3ページの審議番号10番までの4件です。

使用貸借権設定、西部地域、審議番号11番、12番の2件です。

以上、審議番号1番から審議番号12番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。

なお、本議案の審議番号3番、11番、12番は、新規就農案件でございますので、聞き取り調査の結果につきまして、担当委員よりの報告をよろしくお願いをいたします。

委員 報告させてもらいます。

審議番号3番の案件につきまして、8月20日に申請人の＊＊＊＊氏と、＊＊副会長、＊＊推進委員、並びに事務局職員、私、＊＊において、ヒアリングを実施しましたので報告いたします。

申請人の＊＊＊＊氏は、現在、野中町にお住まいです。以前より関心があった農業を行うため、農地と一体となった宅地を探しておられたところ、このたび希望に見合う宅地を購入することとなり、これに伴い、隣接する対象農地を取得する予定です。新規就農になります。申請人の年齢は45歳です。農作業については、当面の間、申請者本人が行いますが、同居予定の者も一緒に作業を行う予定のことです。取得する農地では、柿を栽培する予定となっております。農業の経験はありませんが、栽培技術等については、現所有者やその知人に師事する予定とのことです。農作業に必要な軽トラックや草刈り機、噴霧機等の機材は、売買成立後に現所有者から譲り受けることとなっています。収穫物は、イベント等へ出品や、将来的には自宅内での販売も計画されております。

ヒアリングをした結果、申請人の意欲が高く、今後の活躍も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果において、9月2日の東部審査会へ報告を行い、問題ないものと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

委 員 審議番号11番、12番の案件につきまして、8月28日に申請人、＊＊＊＊氏、私、＊＊、＊＊副会長、＊＊推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の＊＊＊＊氏は、今回、安武町住吉の農地を使用貸借にて借り受け、農業を始める予定です。新規就農になります。申請人の年齢は26歳です。農作業は、申請人本人と従業員4名で行うことです。営農計画は、米、レタス、オクラを作付する計画となっております。＊＊氏は、3年ほど長崎で農地を借り、農業を行っていた経験があります。農機具については、田植機、耕耘機、トラクターを保有しており、軽トラック、コンバインを今後導入する予定です。収穫物は、農協への出荷やネット販売を計画しております。

ヒアリングをした結果、意欲も見受けられ、今後の活躍も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、9月3日の西部審査会で報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。質疑のある方は举手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑ないようでございますので、質疑を終了し、採決をいたします。

第1号議案に賛成の方は挙手を願います。

全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手により第1号議案は可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてでございますが、審議番号2番は、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての審議番号8番と関連のある案件でございますので、第4号議案と一括して議題といたします。

それでは、第2号議案のうち、審議番号2番を除く議案を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 4ページをお願いいたします。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

西部地域、2番を除く1番から5番までの4件です。

1番、申請地、荒木町荒木、田、1筆、177m²。申請理由、申請地を自動車修理工場の敷地として拡張するものです。農地区分は、第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、宮ノ陣町八丁島、畠、1筆、1,643m²。申請理由、申請地を貸露天資材置場として利用するものです。

5ページをお願いいたします。

4番、申請地、三瀬町玉満、田、1筆、272m²。申請理由、申請地に自己用住宅を建築するものです。第2号議案、5番と関連案件となります。

5番、申請地、三瀬町玉満、田、1筆、116m²。申請理由、申請地を進入路として利用するものです。第2号議案、4番と関連案件となります。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。
それでは、西部審査会よりお願ひをいたします。

委 員 それでは、西部審査会より報告いたします。

審議番号1番、地図ナンバーは1番です。転用目的は、自動車修理工場の敷地を拡張するものです。申請人は、自動車整備工場を営んでおります。申請地は、荒木中学校から南へ約770mのところに位置しております。農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で敷地内の側溝を経由し、左側の水路へ排水されます。雑排水につきましては、油水分離槽を経由して、西側の水路に排水されます。汚水につきましては、くみ取り式で処理します。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。続きまして、審議番号3番、地図ナンバーは3番です。転用目的は、貸露天資材置場として利用するのですが、既に一部施工されていましたので、始末書付の申請となっております。なお、転用後は、土木工事業を営む会社へ貸す計画です。申請地は、西鉄古賀茶屋駅から北東へ約630mのところに位置しております。農地区分につきましては、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で東側の河川に排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、既設の擁壁により土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号4番、地図ナンバーは4番です。こちらにつきましては、第2号議案、5番と関連案件となります。転用目的は、自己用住宅を建築するのですが、既に一部施工されていましたので、始末書付の申請となっております。申請地は、三潴小学校から北西へ約450mのところに位置しております。農地区分につきましては、三潴総合支所からおおむね500m以内の区域にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、ため池を経由して東側の水路に排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して南側の道路側溝に排水されます。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは5番です。こちらにつきましては、第

2号議案、4番と関連案件となります。転用目的は、進入路として利用するものですが、既に施工されていましたので、始末書付の申請となっております。申請地は、三瀬小学校から北西へ約460mのところに位置しております。農地区分につきましては、三瀬総合支所からおおむね500m以内の区域にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、4件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いましたが、問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いします。

議長 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は举手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑はないようでございますので、終了いたしまして、採決をいたします。
第2号議案のうち、審議番号2番を除く議案に賛成の方、举手を願います。

全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案のうち、審議番号2番を除く議案は可決されました。

続きまして、第3号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、審議番号1番は、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての審議番号1番と関連のある案件でございますので、第4号議案と一括して議題といたします。

それでは、第2号議案の審議番号2番、第3号議案及び第4号議案を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 4ページをお願いいたします。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

西部地域、2番、1件です。

2番、申請地、高良内町、田、4筆、計2,330m²。申請理由、申請地に盛土を行い、田として利用するもの、農地改良行為です。第4号議案、8番と関連案件となります。

6ページをお願いいたします。

第3号議案、農地転用計画変更承認申請について。

農地転用計画変更承認申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域、1番、1件です。

1番、申請地、善導寺町木塚、田、3筆、計2,043m²。申請理由、転用事業者、転用目的及び転用面積を変更するものです。変更内容は、転用事業者を**氏から一般財団法人****へ、転用目的を管理棟、アユ飼育池、作業所、駐車場から露天駐車場へ、転用面積を2,044m²から2,043m²に変更するものです。こちらにつきましては、昭和50年2月28日付にて5条許可がなされたものです。地図ナンバーは6、第4号議案、1番と関連案件となります。

7ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域、1番から8ページ5番までの5件です。

1番、申請地、善導寺町木塚、田、3筆、計2,043m²。申請理由、申請地を借り受けて、露天駐車場として利用するものです。第3号議案、1番と関連案件となります。

2番、申請地、山本町耳納、畑、1筆、330m²。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、山本町耳納、畑、1筆、862m²。申請理由、申請地を取得して、貸露天資材置場として利用するものです。農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

8ページをお願いします。

4番、申請地、田主丸町野田、畑、2筆、計1,383m²。申請理由、申請地を取得し

て、放課後等デイサービス施設として利用するものです。

5番、申請地、北野町中、田、畠、3筆、計439m²。申請理由、申請地を取得して、宅地分譲（2区画）として利用するものです。

西部地域、6番から10ページ、11番までの6件です。

6番、申請地、荒木町白口、田、2筆、計11.25m²。申請理由、申請地を取得して、露天資材置場として利用するものです。

9ページをお願いします。

7番、申請地、荒木町白口、田、1筆、1,541m²。申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（6区画）として利用するものです。

8番、申請地、高良内町、田、1筆、1,317m²。申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。第2号議案、2番と関連案件となります。

9番、申請地、高野二丁目、畠、4筆、計2,529m²。申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（9区画）として利用するものです。農地区分は、第3種農地と第1種農地ですが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10ページをお願いします。

10番、申請地、藤光町、田、3筆、計1,307m²。申請理由、申請地を取得して、露天中古車展示場として利用するものです。

11番、申請地、宮ノ陣町八丁島、畠、4筆、計1,164m²。申請理由、申請地を取得して、露天資材置場として利用するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会及び西部審査会よりお願ひいたします。

委 員 それでは、先に西部審査会の4条申請について報告します。

審議番号2番、地図ナンバーは2番、こちらにつきましては、第4号議案、8番と関連案件となっております。転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用です。一時転用期間は、許可日から令和8年2月28日の予定で、改良後も田として利用する計画となっております。申請地は、祐誠高校から北東へ約1.1kmのところに位置しております。農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と

判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、のり面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。この申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いましたが、問題ないものと判断しております。

委 員 東部審査会の5条申請について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは7番です。こちらにつきましては、第3号議案、1番と関連案件になります。転用目的は、露天駐車場として利用するものです。申請地は、道の駅くるめから東へ約80mのところに位置します。農地区分につきましては、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で、東側と西側の側溝を経由して、北側の水路に排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及びアスカーブの設置により土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは8番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、山本小学校から北東へ約650mのところへ位置します。農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内である農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、ため池を経由して西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設された市下水道管に接続します。被害防除につきましては、擁壁及びコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号3番、地図ナンバーは9番です。転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。この申請人が役員を務める土木建設業の会社へ露天資材置場として貸す計画です。申請地は、山本小学校から東へ約950mのところに位置します。農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、申請地内に設置する側溝を経由して、左側の道路

側溝に排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、コンクリートブロック及び緩衝地を設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号4番、地図ナンバーは10番です。転用目的は、放課後等デイサービス施設として利用するものです。申請地は、田主丸中学校から北西へ約960mのところに位置します。農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、ため枡を経由して北側及び西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側及び西側の道路に埋設された市下水道管に接続します。被害防除につきましては、既設の石積み、既設のコンクリートブロック及びコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは11番です。転用目的は、宅地分譲(2区画)として利用するものです。申請地は、北野小学校から東へ約320mのところに位置します。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、ため枡を経由して西側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設された市下水道管に接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認しております。以上、5件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いましたが、問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いします。

委 員 それでは、西部審査会の5条申請について、報告を行います。

審議番号6番、地図ナンバーは12番です。転用目的は、露天資材置場として利用するものです。転用事業者は、土木工事業を営んでおります。申請地は、津福小学校から南へ約520mのところに位置しております。農地区分につきましては、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及びコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防

ぐ計画です。

続きまして、審議番号 7 番、地図ナンバーは13番です。転用目的は、特定建築条件付売買予定地（6 区画）として利用するものです。申請地は、J R 荒木駅から北へ約590mのところに位置しております。農地区分につきましては、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、ため枠を経由して、新設する道路側溝から北側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、新設する道路に埋設する下水道管を経由して、北側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号 8 番、地図ナンバーは14番です。こちらにつきましては、第2号議案の 2 番と関連案件となります。転用目的は、一時転用（露天資材置場）として利用するものです。一時転用期間は、許可日から令和 8 年 2 月 28 日の予定で、一時転用終了後は、田として利用する計画となっています。申請地は、祐誠高校から北東へ約1. 1kmのところに位置しております。農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、緩衝地を設けて土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議案号 9 番、地図ナンバーは15番です。転用目的は、特定建築条件付売買予定地（9 区画）として利用するものです。申請地は、西鉄宮ノ陣駅から北西へ約650mのところに位置しております。農地区分につきましては、第1種農地と第3種農地が混在しております、西側の1筆については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に病院と保育園がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。

東側の3筆につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、ため枠を経由して、新設する道路側溝から南側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、新設する道路に埋設する下水道管を経由して、南側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号10番、地図ナンバーは16番です。転用目的は、露天中古車展示場として利用するものですが、既に一部施工されていましたので、始末書付の申請となっております。転用事業者は、中古車販売業を営んでおります。申請地は、久留米工業大学から西へ約900mのところに位置しております。農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれ要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で申請地内の水路から西側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、のり面施工及びコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号11番、地図ナンバーは17番です。転用目的は、露天資材置場として利用するものですが、既に一部施工されていましたので、始末書付の申請となっております。申請地は、西鉄古賀茶屋駅から北東へ約620mのところに位置しております。農地区分につきましては、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で東側の河川に排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、既設の擁壁により土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、6件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いましたが、問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は举手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑ないようでございますので、終了いたしまして、採決をいたします。
まず、採決にあたりましては、第2号議案の審議番号2番と第3号議案及び第4号議案の3つに分けて採決をいたしますので、よろしくお願いをいたします。
それでは、第2号議案の審議番号2番に賛成の方、举手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案の審議番号2番は可決されました。

続きまして、第3号議案に賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決をされました。
続きまして、第4号議案でございます。賛成の方の挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第4号議案は可決をされました。
それでは、続きまして、第5号議案に入ります。
久留米市農用地利用集積等促進計画についてを議題といたします。
なお、18ページの借受者番号83番、農事組合法人＊＊＊＊は、議席番号＊＊番の＊＊＊委員が理事を務める借受人であります。また、当ページの借受者番号93番、農事組合法人＊＊＊＊は、議席番号＊＊番の＊＊＊＊委員が理事を務める借受人であります。19ページの借受者番号106番は、農事組合法人＊＊＊＊の議席番号＊＊番の＊＊＊＊委員が理事を務める借受人、同ページの借受者番号150番は、議席番号＊＊番の＊＊＊＊委員が借受人。20ページの借受者番号168番は、議席番号＊＊番の＊＊＊＊委員が借受人。22ページの借受者番号257番は、株式会社＊＊＊＊は、議席番号＊＊番の＊＊＊＊委員が役員を務める借受人であるため、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、6名の皆様の退席を求めます。
それでは、事務局よりの説明をお願いいたします。

事 務 局 11ページをお願いいたします。

第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画について。
中間管理事業の推進に関する法律に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画について、意見を求められたので付議いたします。

1、内容、（1）所有権移転7件、（2）貸借権設定（通年作）933件、（3）貸借権設定（期間借地）73件です。

12ページをお願いいたします。

（1）所有権移転、第1区、1番から13ページ5番までの5件です。

続きまして、第3区、6番から14ページ7番までの2件です。

15ページをお願いいたします。

（2）貸借権設定の通年作、右下の総計を御覧ください。契約件数933件、筆数2,680筆、設定面積413万5,965.79m²です。

16ページをお願いいたします。

（3）貸借権設定（期間借地）、こちらも右下の総計を御覧ください。契約件数73件、筆数146筆、設定面積36万681m²です。

17ページをお願いいたします。

こちらのページからが、今回、貸借権設定を受ける借受者の一覧になります。個人が289人、法人が49法人の計338人となっております。

23ページをお願いいたします。

2、意見（案）、各譲受人及び借受人の営農状況より要件を満たしていると認められるため、当該計画は問題ないと思われるとしております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。質疑はよろしゅうございましょうか。

「なしの声」

議長 質疑はないようでございますので、ただいまより採決をいたします。
第5号議案について、賛成の方、挙手を願います。

全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。よって、久留米市長宛、通知をいたします。
第5号議案の審議が終了いたしましたので、退席されました6名の皆様の出席を求

めます。

6名の皆様に申し上げます。第5号議案は可決されました。

それでは、続きまして、報告事項でございます。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

事務局の説明を省略いたします。

ただいまより質疑に入りますが、質疑のある方は挙手を願います。

「なしの声」

議長 質疑がないようでございますので、質疑を終了いたします。よって、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「なしの声」

議長 御異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、5番、柿本正信委員、18番、中山健治委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたしたいと思います。